

○福田（衣）委員 民主党の福田衣里子です。

このたびは質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。本日が人生で初めての質問で緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

私が生まれて初めて委員会の傍聴を行ったのは厚生労働委員会で、この部屋でした。当時、私は薬害肝炎の原告として、二十六歳になったばかりだったと思います。山井政務官が私書いた手紙を当時の柳沢厚生労働大臣に読んでくださいました。あの日まで、政治も政治家も信用ならない、冷たいものだと思い込んでおりました。しかし、そうではなく、私たちのように弱く小さな存在の声を受けとめ、代弁してくれる、同じ目線から自分のことのように考えて行動してくれるものなのかと感動いたしました。

そして今、傍聴席ではなくこの場から自分の言葉で質問させていただけることに、人生の不思議さと感動を覚えております。

時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、先日、政府としても和解協議を開始すると方針を示されましたB型肝炎訴訟についてですが、その動きは遅く感じます。患者の命は待ってはくれません。一日も早い解決を目指していただきたいと思いますが、どういった論点で和解協議を進めているのか、大臣、お聞かせください。

○長妻国務大臣 福田議員におかれましては、今後とも、厚生労働全般について、本当に現場をよく知っておられる立場から御指導をいただきたいということをお願い申し上げる次第であります。

今の御質問でございますけれども、この内閣といたしましても、総理を中心に、この問題について速やかに、そして、非常に大きな問題でございますので、解決に向けて努力をさせていただこうということで、今、和解協議を進めております。

各担当大臣を決めて大臣協議も繰り返しております、先日でございますが、七月六日にまず和解協議を札幌地裁で開始いたしまして、そして、国としても、いろいろな論点がありますが、大きく二つ申し上げますと、母子手帳について、これまではこれにこだわるという姿勢を見せておりましたけれども、これについて、母子手帳を持っておられない方については、合理的な代替証拠による立証ができるということや、あるいは、母子感染でないことの証明については、お母様が既にお亡くなりになっておられるという方については、年長の兄弟の方の血液検査の結果による立証ができるなどなど、従来国の提案にこだわらず提案をさせていただいているところであります。

次のスケジュールといたしまして、九月一日に札幌地裁で国としてお話を申し上げるというような期日になっておりますので、鋭意、今後、必要に応じて各大臣も含めて協議をして、九月一日の回答に備えていきたいというふうに考えております。

○福田（衣）委員 和解協議において論点ごとに協議を進めるということですが、それが時間稼ぎではないか、全体像を示すべきという意見もあります。今後、九月一日というスケジュールというお話でしたけれども、政府の方針等、もっと具体的なタイムスケジュールというものをお聞かせいただけたらと思います。

大臣並びに肝炎問題に詳しい山井政務官からも一言お願いいたしたいと思います。

○長妻国務大臣 今回の御指摘というのは、我々も重々それを考え、行動をしているつもりでございます。

裁判所からも、七月二十八日の和解協議の場において、和解の全体像というようなことの発言もございました。九月一日に向けて、これまでの原告の皆様、そして従来国の主張について、我々としてできる限り全体像を示すべく、今鋭意取り組んでいるところであります。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

原告の方々も、本当に御病気で苦しんでいるの方々も多いわけですから、間違っても引き延ばしをしているというような誤解を持たれぬように、スピード感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

○福田（衣）委員 原告は、長く苦しい闘いを強いられております。私も原告だったころ、この闘いは一生終わら

ないんじゃないか、そういった不安の中、毎日を生きていました。その闘いを終わらせてくれたのは、紛れもなく政治決断でした。ぜひ、一日も早い政治決断をお願いいたします。そして、原告たちの長く苦しい闘いを終わらせてください。よろしくお願いいたします。

続きまして、薬のネット販売についてお尋ねいたします。

厚労省が行った一般用医薬品販売制度定着状況調査、いわゆる覆面調査の結果、薬局、薬店、ドラッグストアにおいて第一種医薬品について購入前にきちんとした説明があったというのは半数程度しかない、とりわけ、チェーンドラッグストアよりも独立店の方が説明をしていないという結果が出ましたが、この状況についてどうお考えか、足立政務官、お願いいたします。

○足立大臣政務官 お答えいたします。

まず、この現状についてでございますけれども、福田議員が提出された資料に出ておりますけれども、まず、問題があると思われること、重要なことを挙げてみますと、右側の2にあります、店舗従業者が名札をだれもつけていないが二八%。それから、4のところでも、第一類の医薬品について購入前に説明があったか、説明自体なかったというのが二〇%ある、こういう状況でございます。また、(2)のところの郵便等販売に関する調査でも、対象の十件中六点において、本来は郵便等販売では購入できないにもかかわらず購入することができてしまった、こういうような実態でございます。

これは、平成十八年の薬事法改正の趣旨は、対面販売を原則とする、それからリスクに応じた規制を加えるという趣旨だったと思います。これを行政としてはしっかり定着させるのが役割だ、そのように認識しております。

では、どうするかということでございますけれども、第一に、これで留意すべき点がわかったわけですから、都道府県に対して情報提供を行って、都道府県の薬事監視での活用を図る。第二に、この調査を今年度も同様の趣旨で行って、実際に定着が進んでいるかどうかしっかり調べるということで対応していきたいと思っております。

○福田(衣)委員 現在、ネット販売のことも問題になっていると思っておりますけれども、対面販売であってもこんな状況なんだから、ネットで売ったっていいじゃないか、そういった話にはならないはずだと思っております。国民の命と安全を守るという本来の目的を見失った議論ではなくて、本当にすべき議論や対策をとることから始めていただきたいと思っております。そして、薬剤師、登録販売者においても、対面販売の意義をきちんと果たすように指導を行っていただきたいと思っております。

ネット販売については、まずきちんとした実態調査を行い、ルールをつくり、そしてそれを取り締まる方法を確立した上で、どうしていくかということを議論していかなければいけないと考えますが、現時点で、実態調査の結果、そして取り締まる方法などといったものはあるのでしょうか、足立政務官、お願いいたします。

○足立大臣政務官 先ほどと重複しない範囲でお答えいたします。

この結果につきましては、先ほど申し上げたように、薬事法改正の趣旨が定着していないということは言えることだと思っております。ですから、今後も、それがどのように進んでいくかという調査を本年度も行う。

では、それを徹底するためにどうしたらいいかということにつきましては、先ほども一部申し上げましたけれども、これは都道府県による薬事監視というものがございまして、この結果をしっかりと伝えて、このような状況に今なっているんですということで指導の方を徹底していくべきであろう、そのように思っております。

今後は、通信販売のことが今ございましたけれども、定着状況の調査の中で調査数をもう少し広げる。十件だけの調査で六件がそういうことができてしまったということになっていますから、これは数を広げて販売制度の定着を促していきたい、そのように思っております。

○福田(衣)委員 ありがとうございます。

医薬品は、一般の商品と同じように考えるべきものではないと思います。だれもが、まさか風邪薬や市販の薬で副作用被害に遭うなどと考えることなく服用していると思います。被害に遭って初めてその恐ろしさに気づくものです。そのリスクを少しでも減らすことが行政の役割です。被害に遭ってからでは取り返しがつきません。

そもそも医薬品というものは、薬事法にのっとって規定されて初めて医薬品です。また、その取り扱いも含めて医薬品と言えます。使い方によっては効果をもたらすこともあれば、使い方やその用量をたがえば毒にだつたり得る物質です。検証や総括もないままネット販売を促進するというのではなくて、きちんとした検証を行

った上で、安全性が担保できるシステムを確立した上での議論としていただきたいというふうに思います。

続いて、話は前後いたしますが、肝炎の予算について質問させていただきます。

昨年の臨時国会におきましては、肝炎対策基本法の成立のため、厚生労働委員会の皆様、そして政府の皆様には大変御尽力いただき、本当にありがとうございました。

この四月から、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤に係る医療費が上限月当たり原則一万円となり、自己負担額もさらに軽減されました。しかし、来年度予算の概算要求では、すべての省庁において一律一割カットの方針がなされ、厚生労働分野でも、年金、医療に係る義務的経費と自然増の一・三兆円についてはカットしないものの、その他の予算はカットの対象となるとのこと。

昨日も、肝炎対策基本法の成立に伴い設置された肝炎対策推進協議会が開催されました。委員のメンバーに患者、そして患者御遺族といった当事者を含むこの協議会の声を踏まえて予算をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 概算要求についての基準というのが示されたわけございまして、これは一定の分母について一律一〇%削減という方針がございすけれども、これはもちろん、すべての事業をそれぞれ一〇%削るということではございせん、やはり必要性の低い事業、無駄な事業、あるいは天下りを食べさせるための事業などなど、メスを入れるということございすので、今おっしゃっていただいた肝炎治療に係る医療費の助成につきましては、今後受給者が増加することが見込まれること等を踏まえて、引き続き、患者の方々が適切な医療を受けられるように、必要な予算額の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○福田（衣）委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

しかし、そもそも民主党の掲げる手厚い社会保障、コンクリートから人へという政策理念を考えると、厚労分野においては予算がふえてもいいはずなのに減るといことはおかしい話だと思っておりますが、大臣はこの点をどうお考えでしょうか。

○長妻国務大臣 この一〇%ということでありまして、厚生労働省の与えられた分母の中で一〇%を計算いたしますと、千二百八十七億円を削るということで、これは経常経費でございすので、かなり労力を要するものであるというふうに考えております。

ただ、その一方で、やはり厚生労働行政、私も大臣に就任して、非常に無駄が多いなというふうに感じております。そして、ことしの四月一日には省内事業仕分け室という組織をつくりまして、もう一年じゅう事業仕分けを省内でも、きちっと外部の厳しい有識者を入れて、マスコミフルオープンでやってまいりましょう、こういうような姿勢で取り組んでおりまして、何とかこの削減目標を実現していきたいというふうに考えております。

そして、当然、削減ばかりではありません、ネーミングとしては元気な日本復活特別枠ということで、これは一兆円を相当程度超える枠ということで概算要求の基準の中でも決まりましたので、ここに我々もいろいろな提言、提案をして、何とか必要最低限の社会保障、そして国民の皆様から要望の高い、緊急度の高いものも含めた社会保障等についてきちっと要求をしていきたいというふうにも考えております。

○福田（衣）委員 ありがとうございます。

早口となりましたが、これで質問を終わらせていただきます。国民の命と健康を守るためにおられる大臣、政務三役の皆様を、私も精いっぱい支えていけるように頑張っていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。